

第5次草津市総合計画第1期基本計画案に関する パブリックコメントの実施結果について

1. 実施期間：平成22年2月5日（金）から平成22年3月4日（木）まで
2. 提出者数：7人 【提出方法：窓口提出3通、電子メール4通】
3. 意見総数：36件
4. 意見等の反映件数：13件

（1）リーディング・プロジェクトについて 11件

意見の要旨	市の対応
● 「…草津田上ICを活かした市内への産業集積…の促進」とありますが、市内のどこへ？田上IC周辺ということですか。	● P53に記載しておりますように「草津市工業振興計画」の中で工場立地に必要な交通インフラ等の整備状況等を勘察し、市内の適地にまとまりのある工業地の確保を進め、産業の集積を図るよう考えております。
● …「他にない魅力」を感じるまちなか…とあるが、P5の南草津駅新快速停車促進事業もまちなか（中心市街地）づくりのためですか。	● 新快速電車が南草津駅に停車することにより、南草津駅が中心市街地の更なる核となり、この地域の発展のみならず、草津市全体の発展につながることから、草津市が掲げる草津駅・南草津駅をにぎわいをつくる拠点として考えています。 そのため、新快速停車促進事業等についても、係る“資源”と捉え、取り組みを促進しています。
● 南草津駅とまちなかに「他にない魅力」を感じる観光資源などがあるのでしょうか。「他にない魅力」とはなにか：説明が必要。	● 「他にない魅力」は、史跡草津宿本陣や旧東海道中山道、草津川廃川敷地など、既存の観光資源もひとつの要素に捉えています。 こうした既存施設の活用もしながら「他にない魅力」をつくりだして、市民間にふるさと草津の心（シビック・プライド）がわき起こってくることを期待しています。その意味で「他にない」とは、「わがまち草津の」という自負心に裏打ちされるべきものと考えています。
● 「地域学習社会における新しい市民自治づくり」の施策名について ・ 「地域学習社会」とは、「さまざまな場所	基本計画案を修正します ● 施策名称を「地域社会における“新しい段階”の市民自治づくり」とします。

意見の要旨	市の対応
<p>で子どもから大人まで社会の変化に対応するために学び合う地域社会」と定義されています。決して市民自治を行う取り組みとか仕組みではありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 記載の表現は、地域自治を制限するような表記です。 ・ 「新しい市民自治づくり」が目的として表現されていますが、自治会活動はもっと広範で複雑で奥のあるものです。地域学習社会の充実・成熟を協働で行い生き甲斐とふれあいのまちづくりを目指す表現にしてはどうでしょうか。現状の自治会活動と重複し、また、否定するような表現と捉えられます。自治の改革は別の大事な事項です。「行政システム改革行動指針」の着実な取り組みにより達成されるべきです。 ・ 「における」とか「による、により」は制限した表現、前の言葉(手段)との後の言葉(目的)がしっかり繋がっている必要があります。「地域学習社会」は社会の姿をあらわす言葉で目標・目的であり、手段ではありません。また、「新しい市民自治体づくり」も社会に姿を現す言葉で目標・目的です。どちらも手段ではなく達成する目標・姿です。二つの異なる目標を並べるのは適切ではありません。例えば「地域学習社会の充実によりふれあいと生き甲斐のあるまちづくり」「地域学習社会を向上・充実しふれあいと生き甲斐のあるまちづくり」などとし、「自治」の表現はしない。 ・ 「…し」は次に続く表現の手段を表します。後の目的に繋がります。この手段・方策(目的)を達成することで「新しい市民自治づくり」に貢献する。これが骨子ではないでしょうか。 	
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の「福祉力」が強化される地域福祉コーディネーターの配置について ・ 本来地域にある福祉関係団体と教育関係団体など地域資源のネットワークの強化ということだろうか？公民館職員をイメージしているのか？単に人を配置するだけでは効果が薄いと思われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 学区・地区での取り組みを、地域一体となって進められるよう、地域の中からコーディネーターを選出していただき、企業、大学そして地域の各種団体と連携をとりながら社会福祉協議会とともに地域福祉の推進を図ることを目指します。
<ul style="list-style-type: none"> ● 言葉の定義が必要(巻末に記載が必要、何を指した言葉か住民に示す) ・ 「市民自治」とは：定義付けが必要です。(何となくわかったような表現で曖昧です。) ・ 新しい市民自治とは？(市民自治が、学区単位の地域の自治活動のことを念頭に置いたものであるとすれば、現在の町内会・ 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民自治とは、地方分権が進展する中で、自分たちのまちづくりについて自分たちで考え決定し、行動していくことと捉えています。また、“新しい段階”の市民自治は、市民一人ひとりが、また、地域やNPOなどが、それぞれの立場からまちづくりに参画し主体者として行動することによって進める点に

意見の要旨	市の対応
<p>自治連合会等の地域活動のどこを変えるのか) (参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治＝自分や自分たちに関することを自らの責任において処理すること 自治体＝同一地域の居住者が、自分たちの共通利益の実現と生活の向上を目的としている組織。 	<p>ついて、従来と変わるわけではありませんが、さらに、これを円滑に行えるよう、地域内分権を推進する地域活動支援のシステムづくりや、行政との役割分担の明確化等を進めていきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 「地域学習社会における新しい市民自治づくり」の概要について <ul style="list-style-type: none"> 「地域協議会」、「交付金制度の創出」、「提案型の協働のまちづくり」、の表記は削除する。 地域協議会は地域内分権の受け皿として、学区・地区自治連合会単位でこれから目指していくものであり、現時点では、市から何も提示されていない。 また、交付金制度、提案型の協働のまちづくりもその過程で考えていく事項です。行政システム改革行動指針の1つの柱(地域内分権)ですが、H16年度から何も進展していない。5年も経って出来ていないことを何故入れるのか。指針を作り説明しているだけで自己責任、行政としての責務について具体的効果があったのか。 「抽象的な事や支援をする」などを並べることはやめてもらいたい。まず、行政システム改革行動指針の確実な実行に尽力されたい。 市民が学んで築く地域プロジェクトの目的が「…新しい自治体づくり」となっているから、勘違いが起こる。市民が学んで築く地域プロジェクトは行政システムを改革することではない。 「協働のまちづくり指針」はあくまでも、地域内分権の受け皿の仕組みを提案している指針である。地域学習社会の構築を目的としたものではない。 	<p>基本計画案を修正します</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「地域内分権※を図りながら、地域協議会の組織化・活動促進のための条件整備や、各地域の市民センター機能、地域協働合校の充実等により、市民主役のまちづくりを促進していきます。」と修正します。 <p>※ 地域内分権：地域のこと・身近なことは、地域で・自分達で考えて取り組むほうがよいことがあり、そのための権限と財源を地域に移譲すること。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 「地域学習社会における新しい市民自治づくり」の対象事業について <ul style="list-style-type: none"> 地域学習社会は教育行政の中核と位置付けられていて、取り組みの成果として、人づくりなどを通して自治活動の基盤を支える事に貢献するものである。 自治活動の主体的手段ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 施策名と概要について修正したことに伴い、変更の必要が無くなったと考えます。

意見の要旨	市の対応
<p>● まちづくり協働課の取り組みは的が外れている。削除が適切である。</p> <p>[想定するリーディング対象事業名]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「提案型まちづくり活動支援事業」・「地域協議会推進事業」とあるが、この取り組みは、地域協議会等ができ地域内分権（行政サービスの一部が官から民へ委譲、住民の手で行われる仕組み）を行っていく行政システム改革行動での取り組みの一部である。地域学習社会の取り組みではない。 ・ また、支援しかないのか。行政の主体的取り組みが見えない。基本指針の「支援の体制の充実」とは何か、まちづくり協働課の組織を見直すのか、市民センターの要員の向上、採用基準の明確化（地域内分権推進の目的に合致した）などであれば、総合計画に盛り込む様な事ではない。 	<p>● 施策名と概要について修正したことに伴い、変更の必要の一部は無くなったと考えます。また、「支援」については、人的・制度的な対応、また、市民と行政がともに取り組むための仕組みづくり等について、行政は主体的に取り組むものと考えており、その役割は重要であると捉えています。</p>
<p>● 中長期の方針の内容に則り、「地域学習社会」を充実・成長したものにしていくための方策にするべきです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年代を超えたふれあいがどれだけが進められ日常の中で、子どもを育み・学びあい住民同士の緩やかな連帯と協働で、助け合い生き甲斐と活力のあるまちづくりが行われているか。その基盤を担う取り組みにするべきではないでしょうか。 	<p>● 中長期の方針を踏まえて、それぞれの施策・事業を位置づけています。事業の具体的な内容については、それぞれの事業の計画として整理しています。</p>
<p>● 「南草津駅新快速停車促進事業」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市長のマニフェストにあり、2月1日付の広報にも出ているが、現在のJR西日本との交渉状況は？実現性は、具体的な要望内容は？ ・ 停車が実現すれば駅利用者は便利になるが、草津駅、南草津駅とも現新快速（上下約50本）が停車となると、草津駅～南草津駅間は2.5kmと短く、草津駅以遠、草津線利用の乗客（市民）は、このため2～3分時間がかかる。（南草津駅停車時間プラス、前後のスピードダウン） ・ 2月1日付広報記事の中にある、停めることの重要性3点とも理由としては弱い。ラッシュ解消？周辺大都市とのアクセス向上ということであれば、草津線、草津駅止まりを京都駅まで何本か「入れてもらうとか、野洲駅発、京都（大阪）行き普通」を増発する等でどうかと思う。草津～京都間8駅の内6駅も新快速が停まるのは異常ではないのか。 	<p>● 期成同盟会が結成され、署名も予定以上の約6万人が集まっており、JR西日本としても、今後の利用客が増加することで期待をされているところです。</p>

(2) 地域経営の方針について 3件

意見の要旨	市の対応
<ul style="list-style-type: none"> ● 「厳しい財政状況を踏まえて、<u>行政システム改革行動指針の着実な実行と、PDCA…</u>」とアンダーラインの文言を追記する。 ・ 行政システム改革行動指針はその為に定められたものである。 	<p>基本計画案を修正します</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「厳しい財政状況を踏まえて、<u>行政システム改革の着実な実行と PDCA…</u>」とし、下線部を追記します。
<ul style="list-style-type: none"> ● 「選択」と「集中」による事業の重点化について ・ “縮小と重点化”の基準となるものは誰が決めるのか？行政の責務として不動のものを何にするか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ● 経済環境や市民ニーズの変化等を把握しながら、施策評価等の結果を踏まえ、事業の費用対効果・優先度を十分に配慮して、庁内協議で決定します。 <p>行政の責務については、P6に記載のとおり市民や民間では対応できない公共公益的活動について行政の責務として確実な対応を果たして行くこととしております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設の適正配置及び必要経費の平準化について ・ 必要経費の平準化は施設の性格により多様である。 ・ たとえば、“古い物は壊す”のは簡単だが、文化的価値を考える時矛盾がでてくる。経費削減とは別次元で、必要経費を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 記載のとおり、年度当たりの経費負担を平準化する趣旨であり、施設ごとに同程度の経費をかける、という趣旨ではありません。今後とも、文化的価値等、各施設固有の状況を踏まえた整備に努めていきます。

(3) 分野別の施策について 22 件

意見の要旨	市の対応
<ul style="list-style-type: none"> ● 本来、人権の視点は全ての分野に必要である。特記することは蛇足か？ 	<ul style="list-style-type: none"> ● 御指摘のとおり、人権は全ての分野に係わっており、市も総合行政として、全庁的に取り組んでおりますが、この計画では、行政における施策・事業の管理を踏まえ、「人権」という項目を設けています。
<ul style="list-style-type: none"> ● 人権が尊重される世の中の構築は人類に課せられた課題であり、いつの時代にも追求してゆかなければならないことは理解しています。然し本市の人権擁護施策は、すでに解消済みになっている同和対策特別法の残骸を引きずったものになっており、納得できません。 ● 特に市民・地域・事業者に対して「同和教育を推進します」と特定の理念を市民に「押しつける」施策は、同意できません。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 人権侵害事件は許されるべきではないことは云うまでもありませんが、然し今日、一部同和地域の方々だけが被害者ではなく、全ての市民がいつでも被害者になる可能性・危険性を備えています。そして残念なことに、世の経済状態を反映して、弱者と云われる低所得者層が拡がり、「貧困・派遣村」と呼ばれる国際語まで生むように、社会的格差が広がってきています。当然こうした生活背景の中には人権が軽んじられ、差別が蔓延っています。 ・ こうしたときに市に求められるのは、特定の理念を市民・事業者に押しつけることではなく、その根元となっている元凶にメスを入れ、広く市民を救済するネットワーク・セフティーネットと云われる一般事業を拡充し、全ての市民を救済・大切にしてくという基本姿勢が必要なのではないのでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民の同和問題に対する関心や理解は深まりつつありますが、未だに予断と偏見による差別事象が発生しており、同和問題の1日も早い解決に向けて、市民とともに、同和教育を推進していかねばならないと考えています。 また、障害者、女性、外国人、高齢者、子ども、その他さまざまな人権に関する問題についても、同和問題とともに解決に向けて、啓発、教育に取り組んでいきます。
<ul style="list-style-type: none"> ● 同和行政は早期に終結させるべきだと思います。 <ul style="list-style-type: none"> ・ さまざまな人権問題とされていますが具体的にテーマとしているのは同和問題だけです。 ・ 世界の恒久平和はとても大切なことで、これこそ草津市や滋賀県、国が主導権をとって特に「核兵器廃絶」などは取り組むべき重要な課題です。 ・ 「人権尊重と世界恒久平和を願い」とありますが、同列で扱うべきではないと思います。 ・ 「同和問題の解決」とは具体的には何をさ 	<ul style="list-style-type: none"> ● 同和問題は、憲法に定められた基本的人権が侵害されるという重大な社会問題と認識しています。 本市においても、悪質な差別事象が発生しており、市民の意識の中には、まだまだ一人ひとりの課題になっていない現状が見られます。同和問題の1日も早い解決に向けて、啓発や同和教育を推進していかねばならないと考えています。 また、戦争は最大の人権侵害であり、基本的人権の尊重と恒久平和の実現はだれもの願いであることから、今後も「人権と平和」を一体的に考えながら、今後のまちづくり

<p>すのでしょうか。「終結」ではないのでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同和問題を特別な法律と別枠で取り組むのではなく、一般行政の中で進めるべきだと思います。 ・ 目標、指針、事業を見てみると益々拡大・固定化しているように感じます。 	<p>を推進していきたいと考えています</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 全国部落解放同盟連合会が終結、解散されてから久しくなります。本県においても終結しています。本市においても速やかに終結されますことを求めます 	<ul style="list-style-type: none"> ● 同和問題の1日も早い解決に向けて、啓発や同和教育を推進していかねばならないと考えています。
<ul style="list-style-type: none"> ● 施策を追加してはどうか。 「③学校スポーツ環境の充実」を追加する。 概要(追加) スポーツは、青少年の心身の健全な発達を促すものであり、子どもが体を動かしたくなる場づくりを学校と地域の連携により展開します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校のスポーツ環境の充実については、「学校教育内容の充実」の中に小学校体育推進事業、中学校体育部活動推進事業を位置づけています。
<ul style="list-style-type: none"> ● 概要に以下を追加してはどうか。 スポーツ振興計画を策定し、市民のスポーツ実施率を向上する 【注1】追加の理由 ・ 市のスポーツ振興計画策定は、スポーツ振興法第4条3項で定められている。県内では大津市をはじめとして主要な市では策定されている。 【注2】参考にした資料 1. 「スポーツ振興法」「スポーツ振興基本計画」 2. 「滋賀県基本構想」「滋賀県生涯スポーツ振興計画」 3. 大津市や甲賀市などの「スポーツ振興計画」 	<p>基本計画案を修正します</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 基本方針について「市民が生涯にわたって健康で豊かな生活を送ることができるよう、<u>スポーツ振興計画を策定し、生涯スポーツ社会の実現と競技スポーツの振興を図っていきます。</u>」とし、下線部を追記します。
<ul style="list-style-type: none"> ● H24 指標 48.4 を→50.0 に変更する。 【注1】変更理由 ・ 国や県の指標は、成人の週1回以上のスポーツ実施率は50%である。時期は国が「できるかぎり早期」県が「22年度」である。 【注2】参考にした資料 1. 「スポーツ振興基本計画」 2. 「滋賀県基本構想」 【注3】 ・ 毎年度の指標設定について毎年1%upの設定とされているが、毎年フォロー(調査)される予定が前提か確認したい。又、公表されるのか。 	<p>基本計画案を修正します</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 平成24年度にスポーツの実施率を意見どおり「50%」に変更いたします。 なお、毎年市民意識調査において、把握して、公表していく考えであります。
<ul style="list-style-type: none"> ● 主要事業が4項目記載されている。意見は、この4項目が主要事業といえるか、見直す必要がないかどうかです。効果、予算規模などからどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 施策としてのスポーツの普及促進するために4つの主要事業を位置づけております。
<ul style="list-style-type: none"> ● 俳句のまちづくりについて ・ どうして俳句なのか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本市は、俳諧の祖といわれる「山崎宗鑑」の生誕地であることを契機として、「ふるさと草津俳句会」や小・中学生を対象とした

	「青少年俳句大会」を行い、多くの市民に俳句を通じてふるさと意識を醸成していきます。
● アミカホールなど既成の施設の魅力ある運営方法の見直しは？	● 既存施設の運営の見直し等については、P62の行財政資源の有効活用視点も踏まえながら検討していきます。
● 基本方針「障害のある人の生活を守るため」について ・ 「守る」ではなく、その人らしい生活を実現するための「支援」ではないのか？	基本計画案を修正します ● ご指摘を踏まえ「障害のある人の生活を支援するため……」とします。
● 施策・社会参加と自己実現のニーズへの対応について ・ 単に機会を作るだけではなく、他の分野においても障害者が参加・参画できるような環境づくりをすすめる必要がある。(たとえば、公共施設は福祉センターだけを障害者が利用するのではない)	基本計画案を修正します ● 「一般就労の促進と福祉的就労の充実を進めるとともに、文化・芸能・スポーツ活動などあらゆる分野の活動に誰もが参加・参画できるまちづくりを進めます。」とします。
● 「地域力」のあるまちづくりの指標について ・ 地域福祉コーディネーターを育成するのに、指標は「名簿の登録者数」で良いのか？	● 地域福祉コーディネーター設置事業に限った指標ではなく、「地域力のあるまちづくり」の指標としているところです。災害時要援護者名簿の作成は、災害時のみならず平常時の見守り活動、声かけ等の支援活動の積み重ねであり、こうした活動により地域での助け合い、近所力の強化を図ることを目指します。
● 市民の健康づくりの行動指針について ・ 事業者の行動指針がないのはなぜか？プライマリーケアなど事業者の責務は大きい。	基本計画案を修正します ● 以下のとおり追記します。 (医療関係者等) ・ 「みずからが持つ知識や技術等を提供し、市民の健康づくりを支援します。
● 要援護者の確認は記載しないのか？	基本計画案を修正します ● 「①自主防災体制の確立と市民意識の高揚」の概要において「災害時要援護者避難支援プランの策定」とし、下線部を追記します。
● 主要事業に「市政功労者表彰事業」とあるが、これは事業では無い。功績に対し感謝する事であり、事業と位置付ける性格のものではない。	基本計画案を修正します ● 「市政功労者表彰事業」については、市政の振興発展に寄与した方々にその功績を称え、感謝の意を表し、その労に報いるために表彰を行うことで、市民の市政参画を促進するという事業として考えています。そのため、「市政功労者表彰事業」については、町内会や自治連合会など住民自治組織の活動を支援する「①地域コミュニティ活動の活性化」の施策から多様な主体との連携によるまちづくりである「②パートナーシップによるまちづくりの推進」の施策に移動します。 なお、「②パートナーシップによるまちづく

	<p>りの推進」の概要について「……および市民の市政参画……。」を追記します。</p> <p>また、地域コミュニティ活動の活性化の行動指針にある「(施策展開において)：地域コミュニティ活動の活性化の内容として記載の「市民が積極的に市政に関心を持って参画できるよう、市民の自治意識の高揚に努めます。」を市民主体のまちづくりを支援する体制の充実の内容として移動します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 主要事業に「地域協議会推進事業」とあるが、これも、地域内分権を目指した行政システム改革行動指針の取り組みである。パートナーシップであれば今でも十分に機能している。 ● 「提案型協働のまちづくり活動支援事業」とあるが、市の主体的取り組みが見えない。「支援」は事業とは違う。あなたが行われることをお手伝いしますレベルのものが事業と言えるのか。もっと積極的かつ責任のある事業であってほしい。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 例えば①、②を目指すのであれば、主要事業を「地域協議会推進に必要な枠組み、システムの構築」、「提案型協働のまちづくり行政システムの構築」として、自ら実行するようにすべきである。 	<p>基本計画案を修正します</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「提案型協働のまちづくり活動支援事業」を「提案型協働のまちづくり活動事業」と改めます。 <p>なお、「地域協議会」については、市民自治が進むことにより、行政のパートナーとして、ともに公共的な部分を担っていただきたい(地域内分権)と考えています。また、「提案型協働のまちづくり活動支援事業」は、市民提案を、市民と行政が共に取り組む事業と考えています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 市民主体のまちづくりを支援する体制の充実について <ul style="list-style-type: none"> ・ 行動の指針、市民も必要な支援を行政に伝え活動の活発化をはかる 	<p>基本計画案を修正します</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 以下を加筆します。 <p>(協働の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「市民主役のまちづくりが円滑に進むよう、補助や市民と行政の情報交換等を行い、その活動の活性化に向け支援を行います。」 <p>(市民・地域の行動の指針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「必要な支援等について行政に伝え、みずからの活動を活発に行っていきます。」
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域協議会…他の地域にある協議会と重複するのではないか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ● 総称として、協働のまちづくり指針で提案している「地域協議会」の文言を使用しております。実際に設立される際の名称には、重複や混同が生じないように地域と調整してまいります。
<ul style="list-style-type: none"> ● 認識が高まる。…が進んでいる。感じる市民の割合。…と思う市民の割合。などと、非常に曖昧な達成目標・指標(単位)がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画の進捗を大まかに把握し、市民・行政で共有する指標として設定しています。施策、事業ごとの進捗管理については、それぞれの行動指標を管理し、達成を総合的に評価していきます。 <p>基本計画案を修正します</p> <ul style="list-style-type: none"> ● なお、一部達成目標・指標(単位)については変更いたしました。